



三重県公報

令和元年6月14日(金)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
106	告示 家畜伝染病予防法の規定による消毒の実施	(畜産課)	2

告 示

三重県告示第 106 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり消毒を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 15 条ただし書の規定により告示します。

令和元年 6 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 実施の目的

県内における緊急的な豚コレラの発生予防のため

2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 実施する区域

三重県全域

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

飼養頭数が 6 頭以上の全ての養豚農場（いのししを含む。以下同じ。）その他家畜保健衛生所長が必要と認める養豚農場

3 実施の期日

令和元年 6 月 20 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

4 消毒方法

消石灰の農場内（豚舎周囲及び農場外縁部）散布

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
